

◎佐賀県条例第14号

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例の一部を改正する条例

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例（昭和33年佐賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
(手数料及び使用料の額)				(手数料及び使用料の額)			
第2条 前条の手数料及び使用料の額は、次の区分により定めた金額の範囲内で別に知事が定める額とする。				第2条 前条の手数料及び使用料の額は、次の区分により定めた金額の範囲内で別に知事が定める額とする。			
	区分	単位	金額		区分	単位	金額
手数料	1 分析、測定及び評価	略	<u>640円</u> から28,920円まで	手数料	1 分析、測定及び評価	略	<u>810円</u> から28,920円まで
	2～5 略				2～5 略		
略				略			

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。